

第7回 社労士社会政策研究会 開催のご案内

社会保険労務士総合研究機構では、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的として、毎年、「社労士社会政策研究会」を開催しています。

本年度においても以下のとおり開催しますので、この機会にぜひ、ご参加ください。

開催概要

■ 実施方法 オンライン開催

※本年度はオンライン（Zoomウェビナー）で参加する方を募集します。

■ 日 程 2024年11月29日(金)

第1部（基調講演、研究成果発表） 13：00～14：55

第2部（分科会） 15：10～16：40

■ 対 象 者 会員（社労士であればどなたでも参加が可能です）

■ 参 加 費 【オンライン参加者】 無料

■ 定 員 【オンライン参加者】 第1部：1,000名 第2部：各分科会500名

※申込数が定員に達した場合、受付終了となります。

■ 申込方法 右記二次元コードまたは連合会ホームページ会員専用ページ「注目トピックス」から申込ページにアクセスいただきお申し込みください。



■ 申込期間 【オンライン参加者】 2024年10月1日(火) 10：00～開催当日

■ プログラム

【第1部】

時 間	内 容
13：00～13：05	開会
13：05～13：10	開会挨拶 大野 実 連合会会長
13：10～14：00	(1) 基調講演 (50分) 中小企業・小規模事業者の持続的賃上げに向けて 講演者：首藤 若菜（立教大学経済学部教授）
14：00～14：10	休憩

14：10～14：50	(2) 研究成果発表 (40分) 地域における労働社会へのアプローチ支援の可能性 (中間報告) 発表者：佐藤 淳子 (滋賀会) ＜報告要旨＞ 2020年4月、全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会が実施する関西大学大学院推薦入試制度の後押しをいただき、社会人3年コースを選択し大学院での学びを開始しました。前期課程では、自律的キャリア形成が重要視されつつある近年において、地域の人材を活かした若年期における体験支援によって自律的なキャリア形成能力を発達させる可能性について考察し修士論文としました。現在はその後のステージにおける課題の一つである、働きたい意思があっても既存の公的支援等では思うような場に到達できない状況にある方々に向け、民と官が連携することによる労働社会へのアプローチを可能にする支援方策を検証したく模索しています。 雇用に限らず多様な社会とのかかわり方を念頭に検討することで、労働社会や地域においてコーディネーターとして役割を果たす可能性をもつ社労士が、その知見と人脈を活かし労働社会へのアプローチを支援することが可能とも考えています。すでに活動されている社労士の方が全国にいらっしゃるのではないかと思います。本報告においては、中間報告となり拙い内容になるかと思いますが、諸先輩の皆さまよりアドバイスやご意見をいただければ幸いです。
14：50～14：55	(3) 研究助成制度に関する説明 (5分) 村田 毅之 社労士総研所長

【第2部】 分科会 (2テーマ同時開催)

※2テーマ同時進行で行いますので、分科会①、②いずれかを選択しご参加ください (両方のプログラムに参加することはできません)

時 間	内 容
15：10～16：40	分科会① (90分) 中小企業・小規模事業者の賃上げの実態と社労士の役割 コメンテーター：首藤 若菜 (立教大学経済学部教授) 進行役：飯野 正明 (東京会) パネリスト：高野 聖子 (東京会) 八木 裕之 (大阪会) ＜報告要旨＞ 近年、最低賃金の上昇に頭を悩ませている中小・小規模企業の経営者は多いことであろう。「今年の最低賃金は〇〇円になりました。」と伝えるのにブルーになっている社労士も多いと思われる。 実際の引き上げ額を全国平均で見ると、2022年に前年比31円、2023年は41円、そして今年は51円の引き上げ額となっている。政府の目標である「2030年代半ばまでに最低賃金1,500円」を達成するには、今年レベルの引き上げ額が今後も続くこととなる。 今後も続く最低賃金の上昇についていけば、企業の未来はない訳であり、我々社労士が5年先、10年先の企業の未来のために、様々な提案をする機会が求められることであろう。我々社労士は、顧問先の存続のため、自分たちの存続のため、この問題と向き合うことが求められる。 賃上げの意義、特に今年度は、地方において高い賃上げとなっていること等、中小企業・小規模事業者の賃上げの実態や今後の見通しを踏まえた上で、今後も続くであろう最低賃金の引き上げに対して、社労士はどう企業を支援していくことができるか議論したい。
15：10～16：40	分科会② (90分) 「介護職員等処遇改善加算を活用した人材の確保・育成および定着について」 発表者：五井 淳子 (東京会) コメンテーター：古都 賢一 (社会福祉法人全国社会福祉協議会副会長) 進行役：阿部 知佳 (東京会) ＜報告要旨＞ 2024年7月に厚生労働省が公表した「第9期介護保険事業計画」によると、2026年度には約25万人、2040年度には約57万人の介護職員が不足するという。国は、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上、外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むとしているが、まずは他産業と比べ依然低い水準にある処遇の改善が喫緊の課題であろう。 介護職員の処遇改善施策の大きな柱として、処遇改善加算制度が挙げられる。 2009年に処遇改善交付金からスタートしたこの制度は、数度の改定を経て、2024年6月から処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等支援加算の3加算を一つにした「新加算」として生まれ変わった。 制度の形は変われど、開始当時から一貫しているのは、その目的が「人材の育成と定着」であるということだ。しかし、新加算を取得した介護事業所の多くは、せっかく作ったキャリアパスや職場環境改善の取り組みを、上手く運用できていないというのが実情である。 そこで、人事労務の専門家である我々社労士がどのように関われば、この制度を上手に活用し職員の確保・育成と定着に寄与できるのか、考察・議論したい。

問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 TEL：03-6225-4864